

情報通信

市役所へのお問い合わせは… ☎ 351・1111

子育て・教育

子ども

児童扶養手当の受給対象が拡大

▶ 障害基礎年金の加算

これまで、障害年金を受ける権利が発生した時に、受給者が生計を維持している子どもや配偶者がいる場合、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、障害年金加算改善法の施行により、4月から、障害年金を受ける権利が発生した後に生計を維持することになった子どもや配偶者に対しても、届け出によって加算を行うことになりました。

【問】市川年金事務所
☎047・709・0011

▶ 児童扶養手当

上記の障害年金加算改善法の施行により、4月から、児童扶養手当額が対象児童の障害基礎年金の「子加算額」を上回る場合は、「子加算」の対象としないことにより、児童扶養手当を受け取ることが可能になりました。

【対象】18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども(20歳未満で中度以上の障がいのある方を含む)の児童扶養手当を受給してなく、次に該当する方で、児童扶養手当額が子加算額を上回る方

○国民年金法による障害等級1級程度である父または母の子どもを監護する母、または監護し生計を同じくする父、もしくは同居し養育する養育者

【申込】直接または電話で、子ども家庭課(市役所第3庁舎1階)へ
※児童扶養手当は、申請した月の翌

月分から支給します

【問】子ども家庭課

家庭的保育(保育ママ)の利用申し込み受け付け

家庭的保育者(保育ママ)が、自宅での家庭的な雰囲気の中、少人数できめ細やかな保育を行います。

子どもたちを預かる保育ママは、保育士の資格を持っている方や子育て経験のある方、子育てに対する熱意と愛情のある方などで、市が行う研修や実習を修了し、市が認定した方です。また、保育ママを保育士などの家庭的保育支援者がサポートしたり、認可保育園が連携したりします。

【保育時間】月～金曜日午前9時～午後5時
※日曜日、祝日、年末年始を除く。月～金曜日の延長保育(午前7時30分～9時、午後5時～6時30分)と土曜日の保育は、保育ママに相談してください

【保育場所】保育ママの自宅
【対象】市内在住で、保護者が就労や病気などで日常的に保育ができない6カ月～3歳未満の子ども

※保護者の就労時間などの要件は、認可保育園と同じです。認可保育園に申し込んでいない方、または申し込みを取り下げた方は、家庭的保育事業の利用申し込みができません。対象人数など、詳しくは、「家庭的保育事業(保育ママ)のご案内」《保育幼稚園課(市役所第3庁舎1階)》を配布または市ホームページからダウンロードをご覧ください

【保育ママ人数】3人(入船地区2人、猫実地区1人)

【費用】市の認可保育園に入園した場合にかかる保育料の7割
※世帯の所得税または市民税の課税

【対象】市内在住・在勤・在学の20歳以上の方で、全日程参加でき、認定後は市内で子育て・家族支援者として活動できる方、40人(多数は抽選)※保育あり

【内容】地域で行う保育活動や、子育て支援活動をする方の養成講座《大日向雅美氏(恵泉女学園大学大学院教授)、汐見稔幸氏(白梅学園大学学長)、新澤誠治氏(NPO法人あい・ぽーとステーション代表理事)ほか》

【費用】2000円(教材費)
【申込】4月26日(火)までに、申込用紙《子ども家庭課(市役所第3庁舎1

額に応じて決定。延長保育を利用する場合は延長料金が別途必要

【申込】4月20日(水)までに、申込書(保育幼稚園課で配付または市ホームページからダウンロード)と必要書類を、直接、保育幼稚園課へ

【問】保育幼稚園課

愛和元町保育園で一時保育を開始

家庭で子育てをしている保護者の肉体的・精神的負担の解消や、事故・疾病などの緊急の場合または週3日以内の断続的な就労などにより、一時的に家庭保育が困難になった場合、子どもを保育園でお預かりします。

【利用時間】6月1日からの月～金曜日午前8時30分～午後5時、土曜日午前8時30分～正午

【所】愛和元町保育園(堀江5-20-11)
【対象】市内在住の生後4カ月以上の未就学児、先着各日10人程度

【費用】3歳未満児＝1日2200円・半日1100円、3歳以上児＝1日1000円・半日500円 ※昼食希望の場合は別途200円

【申込】利用希望日の前月1日(土・日曜日、祝日の場合は、直後の月～金曜日)からの午後1時30分～4時30分に、電話で、愛和元町保育園☎353・5577へ

【問】愛和元町保育園

(保育幼稚園課)

認証保育所の開設

市では、増加する保育需要や多様な保育ニーズに対応するために、新たな認証保育所として、下記の施設を認証しました。認証保育所に通園する、一定の要件を満たした子どもの保護者に補助金を交付します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶ 新規認証保育所

マミー保育センター新浦安高洲園(高洲5-1-1レジアスフォート新浦安内)※入所申し込みは、直接または電話で、マミー保育センター新浦安高洲園☎350・3639へ

【問】保育幼稚園課

認証保育所の移転

認証保育所「保育ルームフェリーチ

エ浦安富士見園」が、北栄1-15-9へ移転しました。これに伴い、園名を「保育ルームフェリーチェ浦安園」に変更し、定員を48人に増加しました。

【問】保育ルームフェリーチェ浦安園☎304・0415

(保育幼稚園課)

長崎へ平和の取材～親子記者を募集

【時】8月8日(月)～11日(木)(3泊4日)
【所】長崎市

【対象】小学校3～6年生とその保護者、全国の対象自治体から9組
※多数は抽選

【内容】平和祈念式典への参加や、原爆・平和に関する取材など ※長崎市までの交通費、宿泊費、1組1万円(取材補助経費など)を支給

【申込】5月10日(火)(消印有効)までに、ハガキまたはEメール《住所・親子の氏名(ふりがな)・性別・学校名・学年・電話番号・押印(Eメールの場合は不要)・平和を願う一言》で、〒852-8117長崎市平野町7-8日本非核宣言自治体協議会事務局 ☎info@nucfreejapan.com

へ、または日本非核宣言自治体協議会ホームページ<http://www.nucfreejapan.com>から申し込み

【問】日本非核宣言自治体協議会事務局☎095・844・9923

(地域ネットワーク課)

生活

安全・安心

「移動交番車」巡回のお知らせ

千葉県警では、皆さんの安心・安全の確保と地域の防犯力強化のため、4月1日から県内各署で移動交番車の運用を開始しました。移動交番車は、皆さんの身近な場所で交番業務を行うなど、犯罪の抑止活動などを行います。

【問】浦安警察署☎350・0110

(防犯課)

催し

講座・講演

子育て・家族支援者養成講座

【時】5月13日～7月15日毎週金曜日午前10時～午後4時(全10回)

※詳しくは、市ホームページ、チラシ《子ども家庭課(市役所第3庁舎1階)》で配付)をご覧ください

【所】文化会館ほか

【対象】市内在住・在勤・在学の20歳以上の方で、全日程参加でき、認定後は市内で子育て・家族支援者として活動できる方、40人(多数は抽選)※保育あり

【内容】地域で行う保育活動や、子育て支援活動をする方の養成講座《大日向雅美氏(恵泉女学園大学大学院教授)、汐見稔幸氏(白梅学園大学学長)、新澤誠治氏(NPO法人あい・ぽーとステーション代表理事)ほか》

【費用】2000円(教材費)
【申込】4月26日(火)までに、申込用紙《子ども家庭課(市役所第3庁舎1

階)で配付または市ホームページからダウンロード》を、直接、子ども家庭課へ

【問】子ども家庭課

国際センターの講座

▶ イタリアについて語ろう

【時】4月17日(日)午後2時～3時30分
【内容】イタリアの魅力など、写真を交えながらの話《篠利幸氏(フォトジャーナリスト)》

▶ 世界遺産講座

【時】4月24日(日)午前10時～正午
【内容】世界遺産新情報と検定に向け

での勉強方法《本田陽子氏(NPO法人世界遺産アカデミー認定講師)》

▶ イスラム社会～モロッコ

【時】5月14日(土)午後3時30分～5時30分

【内容】モロッコの生活・政治・経済について《辻岡政男氏(明海大学講師)》

▲ 共通

【所】国際センター(マーレ内)

【対象】市内在住の方、先着40人

【申込】電話で、国際センター☎306・5181へ

【問】国際センター(地域ネットワーク課)

募集

職員

旧市民病院の未収金徴収員

【勤務日時】5月～平成24年3月31日月～金曜日のうち週3日午前10時～午後4時

【対象】65歳未満で、普通自動車運転免許証をお持ちの方、2人

【勤務内容】旧市民病院の未収金徴収に関する業務など

【時間給】900円(交通費は別途支給)

【申込】4月25日(月)までに、履歴書《健康増進課(健康センター1階)》で配付)を、直接、健康増進課へ

※後日面接あり

【問】健康増進課

健康増進課非常勤職員

▶ 看護師

【勤務日時】5月～平成24年3月31日月～金曜日午前9時～午後5時

【対象】看護師の資格をお持ちの方、1人

【勤務内容】予防接種業務、感染症予防業務

▶ 保育士

【勤務日時】5月～平成24年3月31日月2回水曜日午前9時～午後4時

【対象】保育士の資格をお持ちで、保育園・幼稚園での障がい児保育の経験がある方、1人

【勤務内容】健診事後教室での発達に応じた保育とその相談など

▶ 歯科衛生士

【勤務日時】5月～平成24年3月31日の月10日程度 ※土曜日を含む。各日4時間程度

【対象】歯科衛生士の資格をお持ちの方、2人

【勤務内容】歯科保健指導、歯科健診

補助など

▲ 共通

【勤務場所】健康センターなど

【申込】4月22日(金)(必着)までに、指定の履歴書《健康増進課(健康センター1階)》で配付または市ホームページからダウンロード》を、直接

または郵送で、〒279-0004猫実1-2-5健康増進課へ

※後日面接あり。応募書類は返却しません

【問】健康増進課☎381・9058

お知らせ

情報

固定資産税の納期の延長

東日本大震災の影響を考慮し、平成23年度固定資産税の納期を次のとおり、延長します。また、通常、4月に発送していた納税通知書は6月に発送します。

【期間】第1期=4月16日～30日の納期を6月16日～30日、第2期=7月16日～31日の納期を9月16日～30日に延長

【問】固定資産税課

成人式実行委員を募集

平成24年1月9日(祝)に開催を予定している平成23年度浦安市成人式を企画・運営する実行委員を募集します。

【時】6月～平成24年2月28日

【対象】平成3年4月2日～4年4月1日生まれの方、10人程度(多数は居住地区などで選考)

【内容】開催場所の提案、テーマの決定、式典内容の企画、記念品の選定、プログラムの作成など

※会議は10回程度で、平日の夜間に2時間程度を予定

【申込】5月10日(火)までに、電話またはEメール《成人式実行委員への応募・氏名(ふりがな)・住所・電話番号・昼間連絡が取れる連絡先(携帯電話番号など)・生年月日・出身校(小・中学校)》で、生涯学習課 ☎manabi@city.urayasu.lg.jpへ

【問】生涯学習課

国民健康保険加入者の医療費自己負担

失業など、特別な事情で生活が一時的に困難になった方で、病院の窓口での医療費の支払いが困難な方に、医療費の負担金が免除される一部負担金減免制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

【問】国民健康保険課

中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱の一部を改正する告示(案)にご意見を

市では、テレビ電波障害による被害

を未然に防ぐため、高さ10メートル以上のマンションなどを建築する建築主に対し、テレビ電波障害が発生した場合の対策指導を行っています。

現状では、テレビ電波障害が発生した場合の防止対策として、原則、ケーブルテレビ施設を利用するよう指導を行っていますが、建築主の判断で適切な対策を施していただけるよう改正を行います。

【意見提出方法】5月16日(月) (必着)までに、直接または郵送、ファクス、Eメール、市長への手紙で、〒279-8501浦安市役所環境保全課(集合事務所4階) ☎381・7221、☎kankyuhozen@city.urayasu.lg.jpへ

※ご意見には必ず氏名と住所を記入してください。いただいたご意見は、市の考えなどいっしょに、市ホームページなどでお知らせします。「中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱の一部を改正する告示(案)」の全文は、市ホームページ、情報公開コーナー(文化会館2階)、環境保全課、各駅前行政サービスセンター、中央図

書館・各分館でご覧になれます。これは、浦安市行政手続条例に基づく意見公募手続(パブリックコメント)です

【問】環境保全課

市国際化指針(改訂版)の策定

平成13年に策定した「浦安市国際化指針」を見直し、今後10年間の市の国際化施策の方向性を定めました。詳しくは、市ホームページまたは、地域ネットワーク課(市役所本庁舎4階)、国際センター(マーレ内)でご覧になれます。

【問】地域ネットワーク課

東日本大震災の被災地へ送る毛布の募集

東日本大震災で大きな被害を受けた東北地方へ送る毛布を募集します。詳しくは、お問い合わせください。

【申込】5月15日(日)までに、電話で、太田(アフリカへ毛布を送る会) ☎090・9328・4084へ

【問】太田

(地域ネットワーク課)

健康・福祉

保健ガイド

麻しん風しん予防接種

【時】平成24年3月31日まで

【対象】第2期=就学前の1年間(平成17年4月2日～18年4月1日生)、第3期=中学校1年生(平成10年4月2日～11年4月1日生)、第4期=高校3年生に相当する年齢の方(平成5年4月2日～6年4月1日生)

※市指定医療機関で個別接種。対象者には個別通知しました

【問】健康増進課

ウエルカム! ベイビークラス

【時】5月17日(火)、24日(火)午前10時15分～午後2時30分、28日(土)午前10時～午後1時(全3回) ※17日・24日のみの参加も可

【所】健康センター

【対象】妊娠26週以降で初めて出産を迎える方とそのパートナー、先着50組 ※17日・24日は妊婦のみ

【内容】妊婦体操、出産の実際など

【申込】4月18日(月)から、電話で、健康増進課 ☎381・9058へ、または市ホームページから申し込み

【問】健康増進課

妊娠中の方への催し

①プレママクッキング

【時】5月10日(火)午前10時10分～正午

【内容】調理実習など

【費用】300円

②妊婦健康講座

【時】5月10日(火)午後1時30分～2時30分

【内容】小児科へのかかり方について《金田吉男氏(新浦安クリニック医師)》

▲共通

【所】健康センター

【対象】市内在住の妊娠している方(パートナーの参加も可)、①先着20人、②先着50人

【申込】4月18日(月)から、電話で、健康増進課 ☎381・9058へ

【問】健康増進課

健康チェック

【時】4月25日(月)午前9時30分～11時

【所】健康センター

【対象】20歳以上の方

【内容】血圧測定、身体計測、尿検査

(希望者のみ)

※申込不要、直接会場へ

【持ち物】健康手帳

【問】健康増進課

「市長への手紙」
「各課へのお問い合わせ」
の回答について

東日本大震災の直後から、多くの市民の皆さんから災害復旧などに関するご意見やご要望などをいただいておりますが、現在、個別にお答えすることができません。

市では、今後も災害復旧に全力で取り組んでいきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【問】広聴広報課

子ども手当について

【問】こども家庭課

4月1日に子ども手当つなぎ法が成立しました。これにより、こどもに対する新しい手当で制度が決まるまでの間、22年度の子ども手当の支給が継続されます。このつなぎ法は、9月分までの制度です。3月31日現在、子ども手当を受給する資格がある方は、新たな申請手続きなどは不要です。また、今回の子ども手当の延長に伴い、平成23年6月の現況届*の提出は不要となります。

*毎年6月1日現在で、子ども手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための届け出のこと



支給対象となる子

中学校修了前のこども

支給額

支給対象となる子1人につき月額1万3000円

支給対象者

○支給対象となる子を監護し、かつ生計を同じくする父または母

○父母と生計を同じくしていないこどもと生計を同じくする養育者

支給日

2～5月分=6月15日ころ、6～9月分=10月15日ころ、指定口座に振り込み

申請方法

出生・転入などで、新たに支給対象となった方は、子ども手当認定請求書《こども家庭課(市役所第3庁舎1階)で配付または市ホームページからダウンロード》と支給対象者(父、母など)の名義の振り込み先がわかるものを持って、直接、こども家庭課へ ※厚生年金などの加入者は支給対象者の健康保険被保険者証の写しなど、外国籍の方は外国人登録証の写しが別途必要。そのほか、必要に応じて提出書類あり

支給開始日

誕生日・転入日の同月内か、誕生日・転入日の翌日から起算して15日以内(15日目が土曜日・祝日の場合は直後の月～金曜日または日曜日)の提出で、誕生日・転入日の属する月の翌月から支給

10月分以降の子ども手当について

現行のこども手当は、9月分までの制度です。10月分以降の子ども手当の支給については、国で改めて検討する予定です。なお、10月からは新しい法律となるため、引き続き手当を受ける資格がある方も、新たな申請や所得証明の提出が必要な場合があります。